

議 第 54 号

令和元年9月3日提出

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市消防事務に関する手数料条例（平成12年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第12号）の施行に伴い、本市もこれに準じた手数料の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。